

上田正昭著

日本古代国家論究

岡田精司

本書は『日本古代国家成立史の研究』（一九五九年）に続く、上田正昭氏の第二論文集である。上田氏には周知のように、すでに十指に余る著書があり、その多面的な活躍については改めて述べるまでもないが、この本には上田氏の本格的な研究が集約されているといえよう。

ここに収録された論文は、序章をのぞく二十四篇はすべて一九六〇年以後に発表されたもので、さまざまな分野にわたっているが、ここに一冊にまとめられてみると、題名のように、日本古代国家を多角的に究明しようとするものとなっている。幅広い研究は本書の特色の一つにあげられるであろう。

本書の構成は二十五篇を次のように五部に分っている。

序 古代史研究の視角

- I 古代国家の構造（第一 倭王権の成立、第二 倭国の政治形態、第三 王族將軍の性格、第四 朝鮮派遣氏族の動向、第五 律令制成立期の身分と階級、第六 郡司の変遷）

- II 部民制の展開（第一 忌部の職能、第二 祭官の成立―中臣と日記と日置と―、第三 戦闘歌舞の伝流―久米歌と久米舞と久米集團と―、第四 語部の機能と実態、第五 令制以前における軍事団の諸問題―建部を中心として―、第六 楯節舞と楯前忌寸、付論 土師の舞人）
- III 記紀以前（第一 記紀万葉への道、第二 古墳の世紀、第三 文字と金石文、第四 国見歌の周辺、第五 神話の国土観念）
- IV 古典文化の世界（第一 記紀神話論の再検討、第二 日本書紀に關する基礎的考察、第三 古代貴族の國際意識、第四 中国史籍における倭人風俗、付論 職貢圖の倭國使について）
- V 折口学と芸能史、

このうち、第IV部は一般に書かれた短篇を集めたものからなり、第V部は一篇だけで構成されている。

この本の特色は、第一に実証的な基礎の上に理論的な考証が行われており、兩者の統一研究となっていること。第二には、古代国家の支配と不可分であるイデオロギーの面に深い配慮がみられること。そして三番目の特色として、国内的な視点のみならず、國際的視野に立った広い展望のもとに研究が積み上げられていることは、論考に深みを加えるものとなっている。

第I部の諸論文では、前著『日本古代国家成立史の研究』に引続いて、耶馬台国から律令国家に至る古代国家の政治機構と国家の構造に焦点をおいている。第一論文では三―五世紀の、第二論文ではそれと併行しながら五―六世紀に重点をおいて論ぜられている。いずれも「英雄時代論」否定の立場から、専制権力の萌芽が早くから成長していたことを説くものである。特に第二「倭国の政治形態」では、「ワケ」を王族のカバネとみる独自の説を打出している。第三「王族將軍の性格」もそれに続いて王権の軍事

的側面として大王のミウチが、遠征軍を率いる「將軍」となる問題をクローズアップしている。

英雄時代論の否定は第一部のほかにも第二部第三・第五などにおいても述べられ、本書の重点の一つとなっている。実証的な紀批判の作業の上に築かれたこの理論は、強い説得力をもっており、今後の国家成立史に及ぼすところも大きいであろう。

第一部第五は律令制下の公民の成立を論じたもので、律令的公民支配の形態を、王民↓公戸↓公民のコースをとって整えられてゆくと思定し、天武・持統朝に成立を考えるものである。これは大化改新論の論争にも関係してくるものである。

これらの諸論文の権力構造等についての理論的考察は緻密な実証的考証に裏づけられているが、その基礎作業の一端は第四部第二「日本書紀に関する基礎的考察」にも窺うことができる。それは、『日本書紀』に引用する「一書」「或本」などの史料の性格についての厳密な検討である。このような引用史料の方にかえて本文より信頼度の高いものが含まれるという。『日本書紀』の書名のない引用史料についての、最初の本格的な研究であり、この作業を手掛りとして『書紀』の構成素材の解明の進展するであろうことが期待される。

律令制下の郡司制の実態を論じた「第六「郡司の変遷」は、郡司制の研究は従来「令」の規定を中心に進められて来たが、その実際のあり方は法規上のたてまえとは大きな差異があること、特に譜代郡司制は法制上の規定はあっても実際には必ずしも守られず、天平以後に郡司層豪族に大幅な交替現象がみられることを明らかにしたものである。上田氏のベースにのって展開された好論で

あるが、終りの方がややものたりず、郡司と民衆の関係がはっきりしない感がある。恣をいえば同じく上田氏の郡司についての他の未収録の研究、「郡司に関する一考察」(『古代学』八一)や『大仏開眼』の関係部分を併せて補足してはしなかったように思う。

第二部の六篇は、祭祀や芸能の角度から「部民制」の成立・展開を論じたもので、従来の研究の盲点を衝くものであるとともに、著者の手腕のめつとも発揮される分野である。

古代王権のイデオロギー的面としての祭祀や神話の研究は、著者が処女作『神話の世界』以来、一貫して追求して来られたところである。本書では前の論文集よりも量的にもこの面に力を注がれているが、内容的にも充実し、本書の中でもやはり第二部を中心としたこの分野のものが一番読みごたえがあるであろう。

第一「忌部の職能」は、宮廷祭祀氏族である忌部氏を手掛りに初期部民制を分析するものである。中央トモ集団とそれに隸属する地方のベ集団を区別し、また井上光貞説を否定して祭祀供御関係や軍事的な部には初期から番上型の存在したことを明かにしている。その具体例としての忌部について、トモとしての中央忌部氏とそれに隸属し貢納をささげる地方忌部の実態を明かにしながら、宮廷祭祀の成立過程を浮彫りにしている。そこでは忌部氏が古い祭祀氏族であり、忌部から中臣への交替のあったことも明かにしている。鮮やかな論法で進められるこの論文は本書の中でもきわ立ったものといえるだろう。

「祭官の成立」は右のⅡ第一を受けて、忌部から中臣への交替説から、六世紀中葉における中臣氏が宮廷祭祀の主流を占める事情を、祭官と祭祀関係の二つの部(日記と日置)から考察したものの

である。中臣伝承の整理と批判や中臣氏登場の背景についても手
際よく説明がなされている。

しかし「祭官の成立」と題し、小節にも「祭官の出現」とあつて、六世紀末ごろの祭官制の成立をもって中臣氏宮廷進出の重要なメルクマールとされるけれども、その「祭官」というものは神宮祭主の前身とみなし、神祇官の前身は「前事奏官」だということである。ところが神宮祭主の宮廷における役割には言及されていない。祭主の前身が何故重要な意味をもつのか、それと神祇担当官司の關係はどう考えたらよいか、そういった点にもっと触れられるべきではなかったかと思う。

もっとも、祭官を祭主の前身とするのは祭主が伊勢に土着するようになつて後の、中世以降の説で、律令制下の祭主は神宮の大祭の度に派遣される神祇官人の兼務にすぎぬ役であつたから、古くから独立の官職であつたとみるのは疑問であらう。『延喜式』（四時祭）に「祭官」の語が神祇官の意味に用られているように、神祇官の前身とみなして差しつかえないと思う。この論文も「祭官」をそのように解釈した方が、論旨がより明確になるのではないだろうか。

日置部が日祀部より古い、日神の信仰にかかわる部であつたといふことも従うべき意見であらう。ただ、審神・日読みにたずさわるものであつた日置部が、なぜ「浄火」の管理者に転換するのか、その点ももう少し具体的な説明が欲しかったと思う。

Ⅱ第三「語部の機能と実態」は、従来牧歌的な巡遊神人集団として漠然ととらえられていた、語部についての通念を否定する。

書 評
そして宮廷語部（中臣志悲連など）と、諸國語部とを区別し、宮廷

のそれは宮廷儀礼との結合が推測されること、地方語部は律令制下においては編戸された農・漁民であつて、自由な巡遊はありえないこと、地方の詞章伝承集団としての彼らの伝承は、地方首長を中とする儀礼の場で語られるのを本体とし、倭王権の祭祀圏統一によつてのちの大嘗祭の国風奏上に遺風を留めるように、宮廷儀礼の場で服属の誓詞として奏上されに至つたこと、などの点を明かにしている。

実態の解明の上に立つて通説をくつがえしてゆくこの論法は、先のⅠ第六や後述のⅡ第五とも共通するあざやかな手法であるが、記紀伝承の研究のみならず、日本における口誦伝承のあり方を考える上に欠かせない成果といえるであらう。律令制以前にも伝承者集団が地方首長に隸属するものであつたならば、英雄時代論をはじめ、叙事文学等の成立にもかかわってくる。

軍事的部としての建部を扱つたⅡ第五「令制以前における軍事団の諸問題」の場合も、軍事だけでなく、宮廷伝承の成立にかかわるものである。

宮城十二門号にみられる近侍氏族中の建部について、その名称の考証と軍事上・経済上の要地に濃厚な分布がみられることから、大和政権の軍事団として設定されたとする。そして、分布とヤマトタケル伝承の征討コースとに一致がみられることと、その軍事的性格とから、この集団をヤマトタケル伝承の成立基盤となつたと想定する。

ヤマトタケル伝承については、戦後の英雄時代論争の中でさまざまな論議の対象となつてきたが、建部の実証的な研究に裏づけられた所説は説得力に富み、今後のヤマトタケル研究の基礎とし

て動かぬものとなろう。ここで少々気になるのは、犬上建部君を復姓とされることである。孝徳紀の犬上建部君は大伴長徳連と並んで即位式に侍立するものであるが、大伴長徳連の方は単姓で、長徳は名であることは疑いなく、併記される両人が異った表記法をとるはずはないし、孝徳紀に見える人物で氏姓だけを書き記す場合は常に「闕名」と注記されている。両者とも氏・名・姓の順に表記されたものと考えたい。もっとも、近江国には有力な建部集団があったのであるから、犬上建部君を否定しても論旨には影響ない。

Ⅱの第三と第六は宮廷芸能に関するものである。前者「戦鬪歌舞の伝流」は久米歌・久米舞について論じたもので、久米集団の前身を「山人」と見、大和の王権に服属した後王権に直属する「大王軍勢力のない手」となり、服属儀礼として奏したものが、久米歌・久米舞であるという。久米歌について『書紀』の記述にみえる「手置（てぢき）」なるものについて、斧などの山仕事の道具とみる考証も興味深い。

Ⅱ第六「楯節舞と楯出忌寸」は、大仏開眼供養に奏した楯伏舞について、帰化人である楯前忌寸らが服属儀礼として行われるものであったことを明かにしている。近年林屋辰三郎氏・土橋寛氏らによって注目されているが、宮廷芸能の政治的性格、殊に服属儀礼の役割やその変貌の過程は王権の性格を明かにする上で不可欠のものであり、記紀伝承成立の上にも服属儀礼としての芸能への配慮が必要であろう。この分野の今後の開拓のためにも、上田氏の業績は重要な道標となろう。

第Ⅱ部とも関連して、古代王権のイデオロギーについての著者

の考えを端的に窺うことができるのは、Ⅳ第一「記紀神話論の再検討」であろう。この論文の前半では、氏の独特の筆法で記紀神話の「削偽定実」の実態を明かにしたり、神話の成立における元明・元正朝の役割の重要性の指摘、神話の中に古代貴族の対朝鮮觀の反映を読みとることなど、興味ある指摘も多いが、特に注意したいのは、古代神話の継承の問題である。

中世以降、天皇制的史觀から解放された後の神觀の変化のあとと問題点を指摘し、さらに近代の教派神道の神話觀と国家神道の対立にまで言及している。天理教や大本教のうちに、素朴な民衆の神話觀の息づいていることも見出している。

天皇制的な神話觀は古代国家だけの問題ではなく、近代において國家神道として復活するところに問題がある。従来別個に切離して考える傾向が強かったが、近代における復活と民衆の信仰・伝承の関係がどのようにからみ合っているのか、近代の天皇崇拜復活を可能とした基盤の研究は今後注意しなければならないであろう。本書では簡単な展望を試みられるに過ぎないが、この指摘の意義は大きく今後の発展が望まれる。

Ⅲ部にも、国見儀礼や神話の國土觀など、第Ⅱ部の諸論文と関連するものが多い。

古代國家の國際的環境についてはⅠ第一・第二・第四等においても述べられているが、Ⅳ第四「古代貴族の國際意識」は五世紀の南朝諸王朝との冊封体制から八世紀の遣唐使に至る、大陸との交渉を古代貴族の意識の変遷からみたものである。大唐意識と新羅に対する蕃國視が表裏をなした「いびつな……國際感覺」の指摘など、古代外交史を新しい角度から見直した好論である。

Ⅳ第四「中国史籍における倭人風俗」は「魏志倭人伝」以下の中国史書にみえる倭人の風俗記事の綿密な批判である。

Ⅴ「折口学と芸能史」では、釈超空・折口信夫の学問を芸能史を中心に取上げた評論である。折口の学問について書かれたものは多いが、これは一步距離を置いた視点から、歴史家の眼で折口の学問をふりかえっている。芸能史のみに留まらず、その特質と課題を記している。折口門下の一人として師事された著者の筆は、折口学の性格と問題を適確に浮彫りにしている。折口門下への厳しい提言も行われている。

上田正昭氏の学問は、折口信夫の学風と共に津田史学・西田文化史学の三本が主要な骨組をなしているように見受けられる。前の論文集では津田史学批判が試みられていたが、第二論文集である本書が折口学の評論で締めくくられていることは、上田氏の学問をうかがう上でも興味深いものである。

以上、不十分な感想に終わったが、本書は近年の古代史学における最も幅の広い業績であり、著者は学界の問題点に常に敏感であるだけに、学界の論争点にもふれるところが多く、古代史専攻外の人々にも現在の古代史学・古代思想史学の水準を知るために推奨できるものである。

(A5判 五〇八頁 昭和四三年一月 塙書房刊 定価 二六〇〇円)

(滋賀県立八幡高等学校教諭)

佐伯 富著

中国史研究第一

衣川 強

著者佐伯教授は、本書の「はしがき」にも述べておられるように、昭和十年に京都帝大の東洋史学科を卒業され、以来所謂京都学派の時代区分でいう中国近世史を主要課題とされて研究に従事して来られたのである。近世とは五代・宋から清朝の後半まで含む長い時期であるが、本書にも収められているように、佐伯教授の研究領域は、宋と清を中軸にしてその他の王朝に及んでいる。

これは、教授が常々いわれていることであるが、どこかの時代を把握して、そこから古くへ遡るか、新しきへ進むかすることが一つの歴史研究のやり方であるという観点に立たれたことである。例えば、教授の大著『清代塩政の研究』は、中国の塩専売は非常に複雑であつて、いきなり、宋とか元とか、あるいは明とかの塩政と取り組んでも、まず解決されない部分が多すぎるであろう。

ところが清朝の塩政ということになれば、現代との隔たりが他の近世諸朝の場合より比較的短く、資料も豊富であるので、かなり塩政の実像を把握できるであろうという見通しで、この大著を著わされたものと思われる。このようなことから、ある問題は清から遡行し、ある課題は宋から下降し、終局的には中国近世の諸般の歴史現象を解明されようとしておられるのが、佐伯教授の研究方法であろうと推察するのである。とりわけ、宋代史研究におけ